

業務及び財産の管理に関する計画書

[金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第14条に基づく計画書]

平成13年3月23日

輪島信用組合

金融整理管財人

今井 覚
浜田 昭

目 次

	頁
I 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	1
1. 円滑な事業譲渡の早期実施	1
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	1
3. 公的費用の極小化	1
4. 地域経済への配慮	1
5. 内部管理体制の確立	1
6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	1
II 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	2
1. 基本運営方針	2
2. 管財人会議、業務運営会議の設置	2
3. 個別業務運営方針	2
(1) 与信業務運営方針	2
(2) 資金調達業務運営方針	3
(3) 投資業務運営方針	3
(4) 経費運営方針	3
(5) その他の業務運営方針	3
III 事業譲渡等を円滑に行うための方策	4
1. 経営責任の明確化	4
(1) 旧経営陣の辞任等	4
(2) 役員退職慰労金	4
2. 経費の削減	4
(1) 人員および人件費の削減	4
(2) 物件費の削減	4
3. 保有資産の処分	5
4. 内部管理体制の整備	5
5. 不良債権の回収強化	5
IV 法令等の遵守	5
V 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に 実施するための体制整備等	5

I 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

当組合は平成12年12月15日、金融再生委員会より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けるとともに、同日付で「業務及び財産の管理に関する計画の作成命令」を受けましたので、金融再生法第14条に基づき、「業務及び財産の管理に関する計画」等の基本方針を定めます。

1. 円滑な事業譲渡の早期実施

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効率的に行うことにより、当組合の事業価値の劣化防止および預金の流出防止に努め、可及的かつ速やかに事業譲渡を実施いたします。

2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

事業譲渡を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、金融仲介機能を維持するとともに、優良な顧客基盤を維持することにより、金融機関としての信用力の回復に努めます。

3. 公的費用の極小化

金融再生法の趣旨および銀行法第26条の業務改善命令の趣旨を踏まえ、これらに定められた措置を適切に遵守しながら資産価値の劣化を防止し、また、適切な資産処分や経費の削減を行うことにより、公的費用の極小化を図ります。

4. 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に押え、円滑な業務運営を行います。

5. 内部管理体制の確立

受皿金融機関への円滑な事業譲渡を図るため、法令規則及び業務改善命令等の措置遵守を組合内に徹底させ、事務の厳正化、事務改善及び相互牽制の徹底等新たな内部管理体制を確立いたします。

6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等

当組合が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った原因を明確にするため、金融再生法第18条の趣旨に基づき内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

Ⅱ 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営については、金融システムの維持、善意かつ健全な借り手の保護という金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努めます。

優良な顧客基盤の維持など事業価値の劣化防止のための施策を適時適切に実施し、当組合に対する信頼の回復に努め、可及的かつ速やかに円滑な事業譲渡を行うことを目指します。

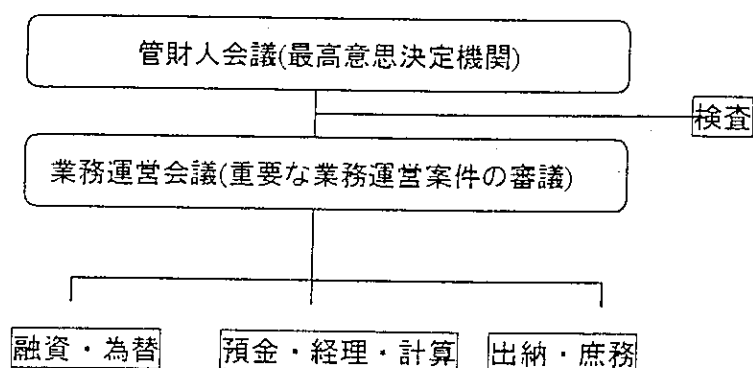
具体的な業務については、上記方針の下、明確で透明度の高い業務運営に努めます。

2. 管財人会議・業務運営会議の設置

当組合の最高意思決定機関として、金融整理管財人により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うことといたしました。また、金融整理管財人、金融整理管財人補佐人と当組合役職員との間で十分な審議を行うとともに、意思疎通を図り業務運営の透明性を確保するため「業務運営会議」を設置いたしました。

「業務運営会議」では、重要な業務運営案件等の審議を行うとともに、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

〔組織図〕



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

与信業務については、金融再生法の趣旨に基づき金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めます。

具体的な与信方針は以下のとおりです。

① 債務者区分別対応方針

「正常先」については債務者の実態、企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し、資金需要に応じていきます。

「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の

確実性を十分に審査し適切に対応いたします。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、原則与信は行いません。

「純新規先」についても、原則与信は行いません。

② 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

③ 与信残高上限

「正常先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去１年間の最高額を超えないものとしますが、企業の信用力や案件の妥当性を十分に審査し、資金需要に応じていきます。

「要注意先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものとし、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分に審査し、適切に対応します。

④ 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性ならびに収益性等に十分留意し、適切な運営を行います。

(2)資金調達業務運営方針

資金調達力の回復、安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当組合に対する信用の回復に努めます。

また、日々の資金繰りを的確に把握し、全国信用組合連合会等の関係先と綿密に連絡を取りながら、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、信用秩序維持のための万全の対応を行います。

調達金利、期間等については、市場動向・他行動向及び地域性を十分考慮し、適切な運営をいたします。

(3)投資業務運営方針

投資業務については、株式（１９０千円）のみ保有しており、今後も新たな投資は行いません。

(4)経費運営方針

経費については、業務遂行上必要不可欠なものに限定した運営をいたします。

(5)その他の業務運営方針

公金取扱、内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持並びに取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

Ⅲ 事業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1)旧経営陣の辞任等

「管理を命ずる処分」を受け、平成12年12月15日に代表理事である理事長及び会長は辞任いたしました。その他の役員（常勤理事1名、非常勤理事4名、非常勤監事3名）については、全員から辞表の提出を受け、金融整理管財人預かりとしています。

役員報酬については、一切支払わない方針です。

(2)役員退職慰労金

上記の理事長、会長の辞任に伴う役員退職慰労金については、一切支給していません。その他の現役員についても、今後の辞任に際しては、支給しない方針です。

2. 経費の削減

(1)人員および人件費の削減

当組合の平成12年3月末の常勤役職員は13名であり、過去数年ほとんど変化はありません。

現在の常勤役職員は、平成12年7月に職員1名、平成12年12月15日に2名の役員の退職者があったことから10名で、平成12年3月末の約23%削減となっています。

なお、上記の人員減少並びに手当て削減等により前期比8百万円（▲16.7%）程度経費が減少の予定です。

(2)物件費の削減

業務運営に必要不可欠なものに限定して、経費の削減に努めます。

＜人件費・物件費推移と削減目標＞

（単位：百万円、%）

	ピーク	9/3期 (実績)	10/3期 (実績)	11/3期 (実績)	12/3期 (実績)	13/3期 (目標)	14/3期 (目標)	ピーク比
人件費	10/3期	55	55	53	48	40	34	▲38.2
物件費	10/3期	20	21	18	18	17	16	▲23.8
合 計	10/3期	75	76	71	66	57	50	▲34.2

3. 保有資産の処分

当組合が保有する資産につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、極力処分してまいります。

4. 内部管理体制の整備

業務全般にわたり、各担当者の責任分担の明確化や相互牽制機能の徹底を図ります。

具体的には、金融整理管財人、補佐人をバックオフィスとして、適正な業務がなされているかどうかを帳簿書類等に基づき日々チェックを行うほか、月1度の現物等に係る定例検査を金融整理管財人補佐人が行うこととします。さらに、必要に応じて、機動的な検査も実施していくこととします。

5. 不良債権の回収強化

事業譲渡にかかる費用の極小化、資産劣化防止を図るため、不良債権の的確な管理及び可能な限り回収を行います。具体的には、管理表・回収スケジュールを作成して管理・回収の徹底を図ります。

IV 法令等の遵守

中小企業等協同組合法、その他関係法令を遵守し、金融再生法、銀行法の業務改善命令の趣旨に則り、適格な業務運営を行うことを組合内に徹底してまいります。万が一、法令、命令、諸規則に違反する行為や業務上の事故等が発生した場合は、厳正な処分を行います。

V 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

金融再生法第18条による民事責任追及については、弁護士である金融整理管財人が主担となって調査を進めており、責任追及を具体的に行うにあたっては、更に公認会計士や地元弁護士の協力を求めて遂行していきます。